

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

荒川区東尾久五丁目の一部、町屋二丁目・四丁目及び東尾久六丁目の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査（街区境界調査）を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第21条の2の規定により告示する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

- 1 地図及び簿冊の名称 東尾久五丁目の一部、町屋二・四丁目及び東尾久六丁目の一部における地籍調査（街区境界調査）の成果品、街区境界調査図及び街区調査簿
- 2 閲覧期間 令和8年8月 3日から
令和8年8月24日まで
- 3 閲覧場所 防災都市づくり部土木管理課台帳係（北庁舎2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認められる場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、毎日8時30分から17時15分まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。

令和8年8月3日

荒川区長 滝口 学